

令和 8 年度配水本管小規模整備工事請負単価契約（キー本管）について

1 令和 8 年度契約方式

令和 8 年度配水本管小規模整備工事請負単価契約（キー本管）は、技術力等審査方式で実施します。

※技術力等審査方式とは・・・
{

 安定的な品質の確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、契約の相手方を選定する際に、
 技術的能力と工事価格とを統合的に評価して決定する方式

2 令和 8 年度受注者配置想定者数

2 3 区内全域で 4 者

3 申込みについての注意点

(1) 令和 8 年度工事請負単価契約の申込案内の公表について

① 令和 8 年度契約の申込受付日は、令和 8 年 1 月 5 日（月）、6 日（火）、7 日（水）で、申込先は、都庁第二本庁舎 22 階北側 22C 会議室です。

また、受付時の混雑緩和及び事業者の方の待ち時間の軽減を目的として、各日の受付対象者を次の表のとおり限定しています。再提出を除いて、原則として該当する受付日以外の受付は行いませんので、お間違えのないようご注意ください。やむを得ず該当の受付日に来庁できない事業者の方は、経理部契約課工事契約担当（03-5320-6403）へ事前のご連絡をお願いします。

※ 会社名の最初の読みにより、以下のとおり日時を分けております（会社名には、「株式会社」、「有限会社」等、会社の種類を表す名称は含めません。）

対象者	申込受付日	申込受付時間	受付会場
会社名が「あ」から始まる方	令和 8 年 1 月 5 日（月）	午前 9 時 30 分から午前 10 時 30 分まで	「東京都庁第二本庁舎 22 階北側 22C 会議室」
会社名が「い、う、え」から始まる方		午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで	

会社名が「お」から始まる方		午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで	
会社名が「か、き」から始まる方		午後 2 時 30 分から午後 3 時 15 分まで	
会社名が「く、け、こ」から始まる方		午後 3 時 15 分から午後 4 時 00 分まで	
会社名が「さ」から始まる方	令和 8 年 1 月 6 日 (火)	午前 9 時 30 分から午前 10 時 30 分まで	
会社名が「し」から始まる方		午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで	
会社名が「す、せ、そ」から始まる方		午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで	
会社名が「た、ち、つ」から始まる方		午後 2 時 30 分から午後 3 時 15 分まで	
会社名が「て、と」から始まる方		午後 3 時 15 分から午後 4 時 00 分まで	
対象者	申込受付日	申込受付時間	受付会場
会社名が「な、に、ぬ」から始まる方	令和 8 年 1 月 7 日 (水)	午前 9 時 30 分から午前 10 時 30 分まで	「東京都庁第二本庁舎 22 階北側 22C 会議室」
会社名が「ね、の、は、ひ」から始まる方		午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで	
会社名が「ふ、へ、ほ」から始まる方		午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで	
会社名が「ま、み、む、め、も」から始まる方		午後 2 時 30 分から午後 3 時 15 分まで	
会社名が「や、ゆ、よ、ら、り、る、れ、ろ、わ」から始まる方		午後 3 時 15 分から午後 4 時 00 分まで	

〔注意〕

- 該当する受付日以外には原則として受付を行いませんので、注意してください。
- 受付開始前の開場はできかねます。

- 可能な限り最少人数で来庁いただきますようお願いいたします。
- 受付当日に体調がすぐれない方は、可能な限り社内で来庁者の調整をお願いいたします。
- 感染症対策については各自の責任で対応をお願いいたします。

(2) 提出書類について

- ① ホームページ上に掲載される申込案内のうち、提出書類の様式については、ワード又はエクセル形式でも掲載します。
- ② 提出書類は、必ず令和8年度版の様式で作成してください。また、「令和8年度（区部）工事請負単価契約」の別紙6「提出書類のとじ方」に沿ってとじた上で提出してください。

【注意】次のような書類が含まれる場合は、再提出となります。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ・昨年度までの様式で作成されているもの | ・必要な書類が添付されていないもの |
| ・指定どおりの方法でとじられていないもの | ・不必要な書類が添付されているもの |
| ・記載漏れその他記載内容に不備があるもの | ・消せるボールペンで記入されているもの |

(3) 主たる履行区域について

23区全域

(4) 工事系システム及び電子メールを利用できる環境の整備について

工事請負単価契約では、契約履行に当たり工事系システムを使用します。また、災害時等における連絡体制の強化を目的として、受注者パソコンのメールアドレスの報告を求めています。履行開始時までにはそれぞれの環境整備をお願いします。

4 契約期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

5 施工監督部署

主に各支所配水課

6 主な工事

配水本管（400mm～1200mm）の新設、撤去、布設替等の工事

7 申込み資格

業種〔04 水道施設工事〕の有資格者でCランク以上あること。

東京都指定給水装置工事事業者としての指定を受けていることを求めない。

事業所が23区内に所在していること。

8 技術力に関する資格要件

実績について、以下の①または②の実績を有するものとする。

① 令和5年度から令和7年度までのいずれかに、「配水管小規模整備工事請負単価契約」を契約していること。かつ、口径400mm以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う当局発注の工事を令和3年4月1日以降施工しており、令和7年12月31日までに成績評定が通知された工事实績があること。

② Cランク以上の口径400mm以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事（水道施設案件工事）を令和3年4月1日以降施工しており、令和7年12月31日までに成績評定が通知された工事实績が2件以上あること。

9 必要資格者

（1）資格者の配置等について

① 専任として配置した資格者は、申込以外の契約において資格者として配置することはできません（同一契約内で複数の資格を兼務することは可能です）。

② 現場代理人（1名）、監理技術者（1名以上）及び配水管工（1名以上）は、専任者としての配置を必要としています。

なお、契約上必要とする資格者を、専任者以外として配置する場合は、他の工事請負単価契約内（漏水修理工事、キー1、キー2、キー維持、キー本管）での資格者として兼ねる（専任者以外の共通として配置する）ことを可能としています。

ただし、キー2以外の工事請負単価契約の資格者として配水管工を兼ねる場合は、配水管技能者登録（大口径）であることが必要です。

- ③ 建設業法第3条第1項に基づく営業所の専任技術者及び他の公共工事等に専任で配置されている資格者は、当局発注の工事請負単価契約には配置できません。同様に、当局発注の工事請負単価契約に配置した資格者は、契約期間内に他の公共工事等に配置することはできません。過去、配置予定の資格者が、一般案件の資格者に登録されている事例が見受けられました。一般案件の配置資格者とのチェックも行っていますが、契約締結後にその事実が確認されると、工事の発注が行えませんので、ご注意ください。
- ④ 配置できる資格者は、申込締切日（令和8年1月7日）時点で常用雇用されていることが必要です。ただし、主任技術者は、申込締切日時点で3か月以上の雇用期間が必要です。
- ⑤ 雇用の確認は、主に「住民税特別徴収課税額の通知書又は変更通知書」で行います。「住民税特別徴収課税額の通知書又は変更通知書」で雇用の証明ができない場合は「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」、「資格確認証（従前の健康保険被保険者証）」、「登記事項証明書の役員名簿等欄」のいずれかで行います。住民税特別徴収税額の通知書に記載されている「受給者番号」及び「納付額」等、資格確認証等に記載されている「受給者番号」・「被保険者等記号」・「番号」・「個人番号」及び「QRコード」にあらかじめマスキングを施してください。別ファイル『雇用確認の書類について』を参照いただき添付願います。）
- ⑥ 雇用及び資格を証明する書類は、全てカラーコピーで提出してください。

【注意】次のような書類が含まれる場合は、再提出となります。

- ・白黒コピーで提出されたもの
 - ・コピーしたものを再度コピーするなどして、文字が読み取りにくくなったもの
- （提出書類で確認できない場合は、原本の提示を求めることがあります。）

- ⑦ 「専任者写真台帳兼資格一覧」及び「専任者以外写真台帳兼資格一覧」に貼り付ける写真は、6か月以内にカラーで撮影したものとし、デジタルカメラで撮影したものは、資格者の顔が完全に判別できるものに限りします。

【注意】次のような写真が貼り付けられている場合は、再提出となります。

- ・昨年度の申込時に使用した写真を再使用したもの（6か月以内に撮影したとは認められない）
- ・帽子やマスクを着用して撮影されたもの
- ・画像のアスペクト比を変更するなど、画像に編集が加えられているもの（トリミングを除く）

(2) 資格者の変更について

契約後、資格者に変更が生じ施工体制評価点が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行いません。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合があります。

10 スーパー配管工の更新における注意点（単契の実績がある者のみ）

施工体制評価において、スーパー配管工を専任の配水管工として配置した場合に加点をしていますが、認定から5年経過したスーパー配管工は、この加点のために5年ごとの更新手続が必要です。更新には、5年度のうち3年度以上スーパー配管工として従事した実績が必要となります。

従事した実績の確認は、完成図等で行うため、主たる配水管工として従事した場合は、完成図に配水管工として記名するようお願いします。

11 令和8年度工事請負単価契約申込みチェックリストについて

チェックリストは、例年の申込書類の中で不備が多い項目を挙げたものです。

申込書類を作成した際に不備の確認に活用してください。※申込時にチェックリストの提出は必要ありません。

12 その他

① 「配水管技能者登録証（大口径）」

更新時講習会受講日（大口径）が記載された大口径管技能者登録証の発行を受けている必要がありますが、講習会の開催状況を考慮し対応します。

② 「令和7年度配水本管小規模整備工事請負単価契約（契約期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日）発注状況」

1者あたり発注件数14件程度、発注延長250m程度（※令和7年10月末時点）

③ 「担い手確保に向けた取組」

工事請負単価契約においても、今後の建設業界の担い手確保・育成する取り組みに対し、令和8年度申込より、申込者の「担い手確保に向けた取組」について評価項目を設けました。

申込締切翌日（令和8年1月8日）で女性技術者又は若手技術者（40歳以下（生年月日が、昭和60年1月7日以降の者））を専任の技術者として配置した場合に評価を行います。

令和8年度工事請負単価契約申し込みチェックリスト（□に✓）

チェックリストの提出は不要です。参考までにお使いください。

★…とじ込み必須 ○…該当する場合

★工事希望票兼予定監理技術者等調書	
東京都受付番号を正しく記入した。	
添付した「建設業許可証明書」又は「建設業許可通知書」の番号を正しく記入した。	
希望理由を記入した。	
格付欄に等級及び順位を正しく記入した。	
★令和8年度水道局給・配水管工事請負単価契約調査票（別紙3-1/10）	
希望履行区域を記入した。	
商号、代表者名等の会社の情報等の必要事項をすべて記入した。	
★専任者（現場代理人、主任技術者、配水管工）配置予定及び資格一覧（別紙3-2/10から別紙3-5/10）	
雇用確認の書類や資格を証明する書類に記載されている氏名を記載した。	
記入例に沿って主任技術者欄と所有している資格を記入した。	
申し込んでいる契約以外の用紙はとじ込んでいない。	
雇用確認書類の所定の欄にマスキングを行った。	
○専任者以外配置予定及び資格一覧（別紙3-6/10）	
雇用確認の書類や資格を証明する書類に記載されている氏名を記載した。	
記入例に沿って主任技術者欄と所有している資格を記入した。	
雇用確認書類の所定の欄にマスキングを行った。	
★その他	
工事系システムの動作環境にチェックを入れた。（別紙3-7/10）	
パソコンによる電子メールが利用できる環境にチェックを入れた。（別紙3-7/10）	
「緊急時の対応能力」についての提出の有無に印をつけた。（別紙3-7/10）	
○別紙3-7/10から別紙3-10/10のうち、該当する箇所に記入をし、とじ込んだ。	
★東京都指定給水装置工事事業者証の写しをとじ込んだ。	
★有効期限内の建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写しをとじ込んだ。	
★審査基準日が令和6年9月1日以降の経営事項審査結果通知書の写しを綴じた。または、経営事項審査の申込書の写しをとじ込んだ。	
★専任者写真台帳兼資格一覧（別紙4）	
雇用確認の書類や資格を証明する書類に記載されている氏名を記載した。	
所有している資格の有無に印をつけた。	
主任技術者の資格内容を記入した。	
雇用確認の書類の所定の欄に必要なマスキングを行った。	
写真は6か月以内に撮影したものである。	
★「緊急時の対応能力」を副本のみにとじ込んだ。（別紙9-○/5）	
別紙6の提出書類のとじ方に沿って作成した。※「原本」、「副本」と「各資格者の資格証のつづり」ができあがります。	

・チェックリストの内容以外にも「令和8年度（区部）工事請負単価契約について」に記載されている書類作成方法に沿って申込書類一式を作成していただきますようお願いいたします。